

2023年12月25日

宇治市長

松村 淳子 様

日本共産党宇治市会議員団

宮本 繁夫

坂本 優子

山崎 匡

大河 直幸

徳永 未来

谷上 晴彦

2024年度予算要望書

日頃は、宇治市政の発展にご尽力いただきまして、感謝申し上げます。

市民から寄せられたご意見ご要望を予算要望書にまとめ、提出しますので、来年度の予算に反映して頂きますようお願い申し上げます。

◎重点要望

- ① 西小倉地域の小中一貫校は、子どもと保護者の声を聞いて整備をすすめ、ゆとりある教育環境を確保すること。給食を小学校・中学校ともに自校方式で提供すること。
- ② 学校給食費を無償化し、学校徴収金の保護者負担を軽減し、子育て支援を強化すること。
- ③ 温かくて美味しい中学校給食を親子方式で早期に実施すること。小学校給食の自校調理方式を堅持し、給食センターからの配送とはしないこと。
- ④ 医療費助成制度を18歳まで拡充し、子どもにかかる医療費負担をなくすこと。
- ⑤ 国民健康保険料・介護保険料を引き下げ、医療と介護の負担を軽減すること。均等割を18歳まで減免し、子どもにかかる保険料負担をなくすこと。
- ⑥ 少人数教育加配による小中学校全学年で35人以下学級を実施すること。
- ⑦ デマンドタクシー（予約制乗合いタクシー）などで市民の移動手段を確保すること。
- ⑧ 水道料金等の公共料金を引き下げること。
- ⑨ 「お茶と宇治のまち歴史公園」のSPCに対して、特別の財政支援など、これ以上の財政投入はやめること。
- ⑩ 公民館廃止及び有料化計画を撤回し、公民館に公民館主事を配置し公民館活動の活性化を図ること。
- ⑪ 水道の広域化・民営化をやめ、府営水道料金、流域下水道の値上げに反対すること。
- ⑫ 消防の広域化、京都府南部の消防指令統合に反対すること。
- ⑬ PFASの汚染源を明らかにするよう徹底した調査を行い、市民に説明するとともに健

康調査を行うこと。地下水や土壌、農産物の検査を行うこと。

- ⑭ 国道24号線沿いの新たな産業立地、天ヶ瀬ダム周辺の観光開発事業などの大型開発を見直すこと。
- ⑮ 住宅リフォーム助成制度をつくり、地域循環型の経済振興で市内中小業者を支援して地域経済の活性化を進めること。
- ⑯ 市集会所の2割削減を撤回し、施設改修をすすめること。
- ⑰ 農地の保全・後継者育成・固定費助成など市内農業振興策を早急に策定すること。
- ⑱ すべての小学校・中学校及び公共施設のトイレに生理用品を配備すること。
- ⑲ 公立幼稚園の統廃合計画を撤回し、3年保育を全園で実施すること。
- ⑳ 待機児の解消、保育士の配置基準を改善し、保育職員の待遇を改善すること。認可保育所の増設をはじめ、公的保育を充実すること。
- ㉑ 民間企業に公の施設の管理運営を指定しないこと。

◎国への要望

- ① 安保3文書の撤回を求めること。
- ② 憲法改悪に反対し、核兵器禁止条約の批准を求めること。
- ③ 統一協会（世界平和統一家庭連合）についての徹底した真相究明と実効性ある被害者救済制度を求めること。
- ④ 「新型コロナ」の教訓をふまえ、感染症対策の強化をもとめること。
- ⑤ 物価高騰のもとで苦しむ市民の生活支援のため、財政的支援を求めること。
- ⑥ 消費税は廃止をめざし緊急に5%へ減税するよう求めること。インボイス中止を求めること。
- ⑦ 国民健康保険料を協会けんぽ並みに引き下げるために、国の公費補助の増額を求めること。
- ⑧ 後期高齢者の医療費窓口2割負担など、年金や医療、介護など社会保障制度の改悪された制度を元に戻すように求めること。
- ⑨ 生活保護費の引き下げなどさらなる改悪をせず、保護費の引き上げを求めること。
- ⑩ 福祉・医療労働者などケアワーカーの処遇改善を求めること。
- ⑪ 子どもの医療費無料化拡充を求めること。
- ⑫ 障がい者施設の給食費負担をなくすように求めること。
- ⑬ 障害者手帳3級を所持者までの医療費無料化を求めること。
- ⑭ 障がい者総合福祉法は応能負担を原則とし、充実することを求めること。
- ⑮ 35人学級以下の早期実施と中学校・高校までの拡大を求めること。
- ⑯ 教職員の定数を増やし、長時間労働を解消すること。
- ⑰ 女性に対する雇用格差や賃金差別を撤廃し、選択制夫婦別姓の導入を求めること。
- ⑱ 気候危機打開のため、省エネ、再エネを推進し、脱炭素政策の推進を求めること。原発をし、汚染水（アルプス処理水）の海洋放出を中止するよう求めること。
- ⑲ 水道法の改正による民営化・広域化を強制しないよう求めること。
- ⑳ 被災者支援法は、住宅本体の補修費、建設費、購入費も支出の対象とするとともに、

支出要件の緩和を求めること。

- ⑳ 民間建築物に対するアスベスト除去の補助事業など、アスベスト対策の強化を求めること。
- ㉑ 大久保・黄檗自衛隊基地の縮小・撤去を国に求めること。市民生活を脅かす市街地での演習、ヘリコプター・ジェット機飛行訓練などをやめるよう求めること。
- ㉒ 京丹後市のXバンドレーダー基地の撤去、福知山市への米軍基地設置をしないよう求めること。
- ㉓ 土地利用規制法の廃止を求めること。
- ㉔ 冤罪防止のため再審制度の改善を求めること。
- ㉕ 中小企業を支援し、最低賃金を時給1,500円にするよう求めること。非正規ワーカー待遇改善法(仮称)をつくるよう求めること。
- ㉖ 個人情報の大規模に集める手段であるマイナンバーカードの廃止を求めること。デジタル庁を廃止し、地方自治体へのデジタル化の押しつけをやめるよう求めること。
- ㉗ 給付型奨学金制度の拡充と大学授業料を半額にすることを求めること。
- ㉘ L G B T s 支援を強化し、L G B T s 差別解消促進法については当事者の要望に沿った改正を行うよう求めること。
- ㉙ 食料自給率を早急に50%にし、計画的に引き上げるよう求めること。価格保障、所得補償の充実を求めること。飼料、肥料、燃料などの高騰を補填する緊急対策を行うよう求めること。
- ㉚ 大阪・関西万博を中止するよう求めること。

◎京都府への要望

- ① 消防の広域化、消防指令センターの共同化を行わないように求めること。
- ② 水道事業の広域化・民営化・府営水道料金の値上げに反対するとともに、コンセッション方式を導入しないことを求めること。
- ③ 子どもの医療費を18歳まで無料にするよう求めること。
- ④ 高齢者の医療費は無料にするよう求めること。
- ⑤ 障がい者施設の看護師配置支援をもとに戻すとともに、障がい者医療費助成を行うよう求めること。
- ⑥ 産科・小児科の医師体制の強化など、医療体制強化を求めること。
- ⑦ 府立高校の高校間格差と競争激化をなくし、タブレット端末は公費で購入し、通学費の助成の拡充をするように求めること。
- ⑧ 学校給食への助成を求めること。
- ⑨ 山城北保健所を再編し、宇治市、城陽市、久御山町を所管する宇治保健所とするよう求めること。
- ⑩ 宇治児童相談所の体制を強化するよう求めること。
- ⑪ 土木事務所の体制を拡充し、宇治市内に事務所を設置するよう求めること。
- ⑫ 「京都地方税機構」は強引な徴税・差し押さえを行わないよう、また、課税業務の共同化は行わないよう求めること。

- ⑬ 府道の渋滞解消と歩道整備・安全対策・バリアフリー化をすすめるよう求めること。
- ⑭ 障がい者用信号機など、信号機の増設を求めること。
- ⑮ 城南勤労者福祉会館を廃止しないよう求めること。
- ⑯ 府管理の砂防ダム、砂防堤防・堰堤、土砂災害警戒区域などへのパトロールを強化を求めること。
- ⑰ P F A S の発出源の除去・対策のため、宇治市内の地下水の検査を行い公表するよう求めること。

◎部局別要望

〔市長公室〕

- ① 会計年度任用職員の賃金・労働条件を改善すること。官製ワーキングプアをなくすこと。
- ② 防災計画は被害想定などを見直し、実効性ある避難計画を確立すること。
- ③ 避難所の運営・備品など施設の設備を充実させること。
- ④ 医療ケアが必要な障がい者の避難所での対応を抜本的に改善すること。
- ⑤ 地震・土砂災害・風水害ハザードマップは、くらしの便利帳に掲載するだけでなく、単独で配布すること。
- ⑥ 指定された土砂災害特別警戒区域に対して抜本的な対策を講じること。
- ⑦ 女性職員の幹部登用を増やし、ジェンダー平等施策を推進すること。

〔政策企画部〕

- ① 根拠のない財政見直しによる収支不足を喧伝するのをやめ、市民サービス削減、市民負担増をすすめないこと。
- ② 公共施設等総合管理計画による施設の一律削減を中止すること。耐震強度不足施設の改築、老朽施設の改修を急ぐこと。
- ③ 「地方創生」事業は、市民生活向上につながる事業に転換するとともに、若者・子育て支援策、雇用拡大などの対策を具体化すること。
- ④ 若者の市政参画をすすめるとともに、新婚・若者むけに住宅・家賃補助をおこなうこと。
- ⑤ マイナンバーは個人情報保護を完全に行うとともに利用拡大をしないこと。記載なしでも書類を受理できることを周知すること。
- ⑥ 個人情報を匿名加工情報に加工するにあたっては厳格におこない、外部へ提供する際は独自の監視を行うなど個人情報保護に万全の対策をすること。

〔総務・市民協働部〕

- ① 「非核都市宣言」をいかし、核廃絶を発信するとともに平和事業を拡充すること。
- ② 戦争遺跡を保全すること。
- ③ 徴税業務にあたっては、宇治市が親切な対応を行い、京都地方税機構送りにしないこと。税機構への課税事務の共同化をすすめず、課税権を守ること。
- ④ 期日前投票所の場所を増やすなど投票をしやすくすること。

- ⑤ 小規模修理などは小規模事業者登録制度をつくり、地元零細業者に仕事をまわすこと。
- ⑥ ヘイトクライムに対して毅然とした態度を取り、許さないこと。
- ⑦ 在住外国人の「地方参政権」を実現すること。
- ⑧ 市民の暮らし応援のワンストップサービス窓口を設置すること。
- ⑨ 随意契約のあり方を見直し、適正な入札制度となるよう努めること。
- ⑩ 公契約条例を制定し、市発注の工事や委託事業の賃金を引き上げ、時給1500円を実現すること。
- ⑪ 行政サービスコーナーを増設し、非課税証明や給付金の申請手続きなど、市民サービスを拡充すること。
- ⑫ 民間集会所の改修助成予算を増額すること。

【消防本部】

- ① 西消防署を早期に移転・建替えること。
- ② 消防隊一隊あたりの人数を5人にもどすとともに、救急車両を国の基準どおりに配備し消防職員を大幅に増員すること。
- ③ 消防団員の報酬や出動手当の増額など、処遇を改善すること。
- ④ 防火水槽、消火栓、耐震貯水槽を増設し、町内会・自治会の消火器詰替え助成を拡大すること。
- ⑤ 火災報知器の取り付けを促進するため低所得者等への助成をおこなうこと。
- ⑥ AEDの設置箇所を増やすこと。
- ⑦ 中高層建築物（4階建て、10㎡以上）の新規建築について、活動空地を確保すること。

【産業観光部】

- ① 中小企業振興条例を制定すること。
- ② 中小企業・新規事業者支援を拡充し、市内企業を増やすこと。新型コロナ関連の融資の返済猶予や支援をおこなうこと。
- ③ 大型店の出店・撤退についての調整条例をつくること。歩いて暮らせる「まちなかにぎわいづくり」を進める商業振興の条例を制定すること。
- ④ 固定費（家賃・地代・機械リース料等）などへの補助をおこない、中小企業支援をおこなうこと。
- ⑤ 商店・商店街に対する支援を拡充すること。
- ⑥ マル宇融資制度について、無利子化、利子補給期間の延長、保証金補助の拡大、据え置き期間と返済期間の延長など拡充すること。
- ⑦ 勤労者住宅融資制度の融資額を引き上げ、利子の引き下げをすすめること。
- ⑧ 消費生活センター専門相談員を正規職員化し、処遇改善するとともに体制を強化すること。
- ⑨ 高齢者事業団・シルバー人材センターへの仕事の斡旋をはじめ、高齢者の雇用促進はかること。
- ⑩ 市街地での農業を支援し、宇治市内産のお茶のブランド化をすすめること。

- ⑪ 鳥獣被害防止計画を見直し、対策を抜本的に強化すること。
- ⑫ 山林の公有化など、治山対策を抜本的に強化すること。
- ⑬ 市民農園制度を早期に確立すること
- ⑭ 松枯れ・なら枯れ対策を実施・強化すること。間伐の促進や間伐材の活用など林業を振興すること。
- ⑮ スポーツ指導員の養成、増員、処遇改善を行うこと。
- ⑯ スポーツ団体への補助を拡充すること。
- ⑰ スポーツ施設を増設すること。
- ⑱ 音楽・演劇・映画など多彩な芸術活動ができる空間、稽古や練習が気軽に安価に利用できる施設を建設すること。
- ⑲ 宇治川花火大会は観覧者安全対策などを市の責任で解決し再開を検討すること。
- ⑳ 公衆トイレを増設すること。ゆめりあうじのトイレが利用できることの案内表示をつくること。

〔人権環境部〕

- ① ゆめりあうじの男女共同参画センターの機能を強化すること。
- ② 男女の賃金差別を是正し、DV対策の強化、苦情・相談窓口の拡充などに取り組むこと。
- ③ L G B T sなど性的マイノリティの人たちの権利と生活向上のための取り組みを行うこと。専用の相談窓口を整備すること。同性パートナーシップ制度を導入すること。
- ④ ゴミ袋の指定有料化を行わないこと。
- ⑤ 古紙回収報奨金を廃止しないこと。
- ⑥ 廃プラスチックの海洋汚染防止など、ゴミ減量を市民と一緒に推進すること。
- ⑦ 廃棄物収集運搬の民間委託とその発注方法を再検討すること。
- ⑧ 産業廃棄物処理公社の健全運営に努めること。
- ⑨ 産業廃棄物の不法投棄を許さないこと。残土の持込みを規制する条例を制定すること。P F A Sについて廃棄物処理場の土壌と水質の検査を行うこと。
- ⑩ 宇治市環境保全計画（宇治市地球温暖化対策地域推進計画含む）は、実効性あるものにし、目標達成に務めること。
- ⑪ ゼロエネルギー住宅、高气密・高断熱の住宅を目的とした住宅改修助成制度を導入すること。住宅用太陽光発電設備、蓄電池設備の設置の補助制度を拡充すること。
- ⑫ 太陽光発電・小水力発電など、市民の再生可能エネルギーの活用・節電の取り組みを応援し、原発ゼロ・地球温暖化防止の取り組みを進めること。
- ⑬ 公共施設に太陽光発電設備、蓄電池設備の設置を進めること。民間事業所に太陽光発電設備、蓄電池設備を設置するルールをつくること。
- ⑭ 排水・騒音・大気汚染・電磁波障害・香害(化学物質過敏症)などの対策を強化すること。
- ⑮ 地下水保全条例を制定すること。
- ⑯ 同和行政を直ちに終結すること。

【建設部】

- ① 「準市道」制度化、私道整備補助の拡充などをすすめること。
- ② 府道、市道の渋滞解消。道路の拡幅。歩道整備、右折レーン設置など交差点改良を行うこと。
- ③ 歩道側溝改修、信号機設置、路面表示の拡充など安全な道路整備を進めること。
- ④ 通学路の安全対策を強化すること。
- ⑤ 電線類の地中化事業を推進すること。
- ⑥ 住宅や公共施設の耐震化、河川改修の促進、山林の整備など災害に強い宇治にすること。
- ⑦ 降雨強度を時間雨量100ミリに耐えうるものに改め、河川改修を急ぐこと。水害防止のために雨水貯留施設建設、透水性舗装などをすすめること。
- ⑧ 中小河川は、自然回復型改良をおこなうこと。
- ⑨ 下水道接続後、家庭浄化槽を雨水貯留施設として利用する方策を講じること。
- ⑩ アスベストを含む建築物の解体にあたっては、適正な処理を行わせ、生活環境の保持、作業員の安全対策を講じること。
- ⑪ 市営住宅を新・増設し、高齢者単身者、母子、子育て世帯、障がい者など優先入居枠を増やすこと。収入基準をこえた住民の追い出しや家賃値上げをしないこと。
- ⑫ 民間賃貸住宅の家賃補助制度を創設すること。
- ⑬ 空家対策は、実効性あるものにする。
- ⑭ 生活に密着する公共工事を拡充し、地元企業に公共事業の発注が増えるようにすること。
- ⑮ 東山市営住宅の建て替えは、周辺住民や施設利用者の意見をよく聞きながらおこなうこと。

【都市整備部】

- ① 実態と合わない交通空白地域（駅から1km、バス停から400m）の概念を見直し、住民の移動手段を確保すること。
- ② シェアサイクルを導入し、市民の移動の利便性を増やすこと。
- ③ 太陽光発電条例は、住民との協定や合意をおこなう内容に改善すること。
- ④ 多目的広場、大・中規模公園の建設をすすめること。
- ⑤ バス運行時間の縮小を元に戻し、支援を行うこと。
- ⑥ 近鉄、京阪及びJR西日本の駅員配置の縮小や廃止を元に戻すよう求めること。
- ⑦ 駅の駐輪場を始発・終電車まで開設すること。
- ⑧ 駅とその周辺のバリアフリー化をすすめること。
- ⑨ 列車識別装置などで踏切遮断時間を短縮させるとともに、障害物検知装置を全踏切に設置させること。JR西日本に踏切を拡幅整備を求めること。
- ⑩ 名木百選は、樹木医の活用など保全対策を強化すること。
- ⑪ 風致地区条例のエリア拡大、基準の強化を図ること。
- ⑫ マンション問題の相談窓口を設置するとともに、管理組合への援助や分譲時の消費者

保護の強化など総合的施策を実施すること。

- ⑬ 鉄道事業者に駅ホームの転落防止対策を求めること。
- ⑭ 民間機構での建築確認は市との事前調整を実施し、行政の監視機能を強化すること。開発は周辺住民の同意の上で許可するように制度改善を図ること。
- ⑮ 通学路の安全対策として交通指導員を増員すること。制服を貸与すること。
- ⑯ J R奈良線の六地蔵・黄檗間の閉鎖された生活踏切に遮断機を設置し、道路の封鎖を解除すること。
- ⑰ 木造住宅耐震改修助成制度の補助対象を広げる等、実効性あるものにする事。
- ⑱ 市街化調整区域における資材置き場等の利用について条例等で明確化すること。

【上下水道部】

- ① 水管橋の日常安全点検を強化し、安全対策を行うこと。
- ② 水道料金を値上げしないこと。
- ③ 営業課の検針業務を直営に戻すこと。
- ④ アスベスト管・老朽管を早急に取り替えること。
- ⑤ 多水源化、ブロック化、耐震化などをはかり、水道施設への自家発電機の設置、給水体制の充実など災害時対策を講じること。
- ⑥ 下水道の接続を促進すること。水洗化融資は限度額引き上げと利子引き下げをすすめ、低所得者に対する接続工事費助成制度を創設すること。
- ⑦ 技術職員の確保など必要な技術力の養成・継承に努めること。
- ⑧ 槇島の工業集積地域に上・下水道、排水路などインフラ産業基盤を整備すること。
- ⑨ 上下水道管の埋設などインフラの設備投資については、市の一般会計を財源とする事業とすること。

【福祉子ども部】

- ① 民間保育園・認定こども園や障がい者施設などへの助成金を増額し、職員の処遇改善をすること。
- ② 育成学級の定数拡大、全学校での土曜日開設を再開すること。
- ③ 病児・病後児保育制度を拡充すること。
- ④ 保健師が乳幼児への全数把握・全戸訪問を行うこと。
- ⑤ 乳幼児健診の会場を増やすこと。
- ⑥ 障がい者施設への仕事斡旋と製品の販路拡大のため、公共活用をひろげること。
- ⑦ 宇治市役所職員の障がい者の法定雇用率を達成すること。市内民間企業の障がい者の法定雇用率達成のため働きかけること。
- ⑧ 障がい者グループホーム・ケアホームの建設・運営を支援すること。
- ⑨ 障がい者施設の給食費を助成すること。
- ⑩ 視覚障がい者のガイドヘルパーを無料化すること。
- ⑪ 障がい児・者の歯科診療を充実すること。
- ⑫ 障がい者住宅整備資金融資制度を創設すること。

- ⑬ 福祉タクシー制度の支給額を拡大し、障がい者用自家用車への燃料費支援を増額すること。
- ⑭ 生活福祉資金の手続きの簡素化をはかること。
- ⑮ 社会的引きこもりの実態を把握し、対応窓口を拡充すること。
- ⑯ 低所得者のクーラー設置に補助すること。
- ⑰ 生活保護家庭への夏期・冬期見舞金を支給すること。
- ⑱ 生活困窮者等学習支援事業を拡充し、西小倉地域でも実施すること。
- ⑲ 市広報など公文書の点字化・音訳・点字ワープロの増設や後継者育成を進め、点字防災ガイドブックを配布すること。
- ⑳ 給付型奨学金を拡充すること。奨学金返還支援制度を拡充すること。
- ㉑ 内職センター補助金を増額すること。
- ㉒ 子どもの権利条例を制定すること。
- ㉓ ヤングケアラーへの支援を強化すること。

〔健康長寿部〕

- ① 「新型コロナ」の教訓をふまえ、感染症などの際の市独自の生活支援を行うこと。
- ② 特別養護老人ホーム、地域包括支援センターを増設し、介護サービスの利用者負担を軽減すること。
- ③ 高齢者グループホーム・ケアホームの増設と低所得者補助制度を創設すること。
- ④ 介護施設の居住費・食費などの助成を行うこと。
- ⑤ 特定健診を通年化すること。
- ⑥ 各種がん検診を無料化し、総合健診化すること。
- ⑦ ショートステイのベッドを増床すること。
- ⑧ 介護ベッドや電動車イスの購入などに独自の助成制度を創設すること。
- ⑨ 加齢による難聴者への補聴器購入に支援を行うこと。
- ⑩ 紙おむつ等給付事業の対象者・支給内容を拡充すること。
- ⑪ 在宅介護激励金、針・あん摩・マッサージ助成事業など、廃止した高齢者施策を復活すること。
- ⑫ Bタイプリハビリへの助成を拡充すること。
- ⑬ 一人暮らしの高齢者の見守りなど拡充すること。
- ⑭ 特定疾患医療費の一部負担の撤廃と市における医療費助成を実施すること。
- ⑮ 国民健康保険の医療費減免制度を拡充し、市民に周知すること。
- ⑯ 国民健康保険の人間ドック事業の定員を増やし、自己負担を軽減すること。
- ⑰ 後期高齢者医療制度の人間ドッグ事業の補助を拡充すること。
- ⑱ 医療と介護の負担を軽くし、身体障害者3級、精神障害福祉手帳所持者の医療費を無料化すること。
- ⑲ 高齢者住宅改造助成制度を拡充すること。
- ⑳ 福祉職場・医療職場で働く人の処遇改善、賃上げに努めること。
- ㉑ 市主催の敬老会を復活すること。

- ② 老人園芸広場の利用料を元に戻すこと。
- ③ 香害（化学物質過敏症）、気圧病、電磁波過敏症など新たな疾病についての知見を広げ、専門医の紹介なども含めた市民への支援を行うこと。

【教育委員会】

- ① 学校の統廃合はせず、大規模改修で老朽校舎を改善すること。
- ② 小学校・中学校の体育館等にエアコンを早期に設置すること。
- ③ 通学路の安全対策を早期にすすめること。
- ④ いじめ対策の専門職員を配置し、フリー教員を増員すること。
- ⑤ ふれあい教室の拡充等、不登校児童生徒などの居場所の確保、専門職の配置など、対策を拡充すること。
- ⑥ 通級指導学級を全校に設置すること。
- ⑦ 小学校に専科教員制度を導入すること。
- ⑧ 学校図書予算を大幅に増額し、学校司書の全校配置、中学校での図書標準の早期達成をすすめること。
- ⑨ 就学援助制度の支給基準を改善すること。
- ⑩ 全国一斉学力テストの参加をやめること。
- ⑪ 修学旅行費や通学費の補助などをおこなうとともに、教材費などの保護者負担を解消すること。
- ⑫ クラブ活動助成費などを増額すること。
- ⑬ 学校給食の食材は、地産地消をすすめること。アレルギー対応を拡充をすること。ランチルームを全校に設置すること。
- ⑭ 学校をバリアフリー化すること。
- ⑮ 市立図書館の蔵書を増やし、開館時間の延長と分館新設を行うこと。駅前に図書返却コーナーを設置すること。中央図書館を拡張し書庫を増設すること。市立学校との連携を行うこと。
- ⑯ 歴史資料館を充実すること。
- ⑰ 埋蔵文化財の調査体制、保存設備の充実を行い、埋蔵文化財保護センターを建設すること。
- ⑱ 良心・内心の自由を侵す日の丸・君が代の押しつけをやめること。

◎地域別要求

(1)

- ① JR六地蔵駅周辺に行政サービスコーナー・コミセンを設置すること。駐輪場の利用台数の確保のため、JR西日本と京都市交通局に対し駐輪場設置を求めること。
- ② JR奈良線の複線化・六地蔵駅の移設に伴う駅前広場の再整備をすすめること。旧駅舎前と公園前の横断歩道を残すこと。
- ③ JR木幡駅に東口改札を設置するようJR西日本と協議をすすめ実施すること。
- ④ 京都医療少年院廃止後の跡地は、地元要望に応えた公共施設として活用すること。

- ⑤ 六地藏・木幡地域に特別養護老人ホーム・介護老人保健施設や障がい者施設など福祉施設を設置すること。
- ⑥ 木幡、六地藏地域の道路の側溝改修を早期に実施すること。不特定の市民が往来する私道については、市が責任をもって維持・管理、安全対策を行うこと。
- ⑦ 東木幡集会所と平尾集会所を早期に改修すること。
- ⑧ 市道町並御蔵山線、東中畑山田線の交差点（フカイ電気前）に信号機を設置するなど安全対策を行うこと。
- ⑨ 府道京都宇治線の歩道整備、雨水排除対策、町並交差点の信号機を歩車分離にすること。
- ⑩ 市道五ヶ庄六地藏線の改修、側溝の整備を進め歩行者の安全対策を行うこと。
- ⑪ 市道町並御蔵山線の歩道の段差をなくし、車イス、高齢者カートなども安全に通行できるようにすること。
- ⑫ イトーヨーカ堂跡地のマンションからの落下物による被害が出ないように、所有者に注意喚起をすること。保育所待機児の対策を行うこと。
- ⑬ 仮移転した府道大津宇治線上のＪＲ六地藏バス停について、元に戻るまでベンチの設置を行うこと。
- ⑭ 木幡緑道の整備、維持管理について、地域住民の声をいかして進めること。温暖化対策に逆行するような無秩序な伐採は行わないこと。
- ⑮ 堂の川の治水対策、土手の草木・竹などの伐採や整備を行うこと。

(2)

- ① ＪＲ木幡駅の駅周辺整備、ＪＲ東側通路を整備すること。
- ② ＪＲ黄檗駅のバリアフリー化を早期に完成させること。エレベーター設置、狭隘なホームの安全対策とともに周辺道路の改善を早期にすすめること。
- ③ 市道木幡４１号線の側溝は暗渠化すること。
- ④ 大瀬戸熊小路線の安全対策を行うこと。
- ⑤ 府道京都宇治線の歩道整備をすすめ信号設置を実現すること。
- ⑥ 明星保育園前の複合交差点の安全対策を強化すること。
- ⑦ 府道萬福寺線と市道五ヶ庄２１２号線の交差点に横断歩道を設置すること。
- ⑧ 市道羽拍子宮北線のＪＲ踏切から市道宮北開線との分岐点付近までの歩行者の安全対策を行うこと。
- ⑨ 大島排水機場の機能強化と木幡池の樋門拡張の早期実施、浚渫など治水対策を強化すること。
- ⑩ 弥陀次郎川の中上流部の改修にあたっては、関係住民へ丁寧な説明を行い、必要な補償などに努めること。砂防堰堤建設など、全域の安全管理と日常の保守・点検を強化すること。
- ⑪ 弥陀次郎川上流の左岸、広岡谷付近の急傾斜地の崩落防止を行うこと。

(3)

- ① 炭山住民の交通空白地有償運送を支援し、市の事業に変更すること。
- ② 二尾・池尾・西笠取・東笠取の移動手手段の確保をはかること。
- ③ 志津川の五和の園裏手の砂防堰堤の土砂・流木等の撤去を行うこと。
- ④ 府道二尾木幡線や炭山林道の危険木の撤去を行うこと。
- ⑤ 市道五ヶ庄221号線の歩道を延長し、速度規制などの安全対策をはかること。
- ⑥ 戦川・新田川への流入を抑制し、溢水を防止すること。
- ⑦ 市道宇治五ヶ庄線の歩道拡幅整備を自衛隊前まで早期に行うこと。信号機を設置すること。
- ⑧ 市道五ヶ庄63号線の歩道拡幅改良と段差解消を早急に行うこと。
- ⑨ 市道乙方三番割線の通学路部分の安全対策（進入規制など）を行うこと。
- ⑩ 黄檗駅南の黄檗道踏切・黄檗1号踏切の安全対策・改良を行うこと。
- ⑪ 関電余水路を暗渠化し、歩道を再整備すること。都市計画道路明星線を推進すること。
- ⑫ 市道菟道榎島線と乙方三番割線の交差点及び菟道187・188号線の交差点に信号機の設置など、安全対策をはかること。
- ⑬ 志津川や炭山、笠取など山間地の治水治山を推進し、土石流、洪水対策を強化すること。
- ⑭ 川東京大線の交通渋滞対策・交通安全対策（信号設置）・環境対策を講じること。
- ⑮ 志津川下水道処理施設跡は、地域の活性化に活用できるようにすること。
- ⑯ 宇治五ヶ庄線三室戸駅西側の道路を改修し歩行者の安全対策をはかること。
- ⑰ 菟道志津川線等のダンプカー通行の安全対策を拡充すること。
- ⑱ 市道宇治志津川線の及び山王仙郷谷線の土砂防止対策等の安全対策を講じること。
- ⑲ 新田川等の砂防堰堤の安全整備を関係機関と拡充すること。
- ⑳ 笠取地域を活性化するための振興計画を立て、道路改修を急ぐこと。
- ㉑ 陀羅谷周辺の産業廃棄物処分場計画に対し、環境破壊にならないように京都市に意見を具申すること。
- ㉒ 炭山・志津川間の菟道新池の大規模太陽光発電設備の設置に当たっては、土砂災害対策など住民生活に危険が及ばないように事業者へ指導すること。
- ㉓ 炭山・志津川間の菟道新池の堆肥加工場について、事業者に対して河川汚染防止、臭いなどの対策を指導すること。

(4)

- ① 半白地域に大規模集会施設を建設すること。
- ② 半白地域の水害を解消すること。
- ③ 西大久保地域の買い物弱者対策を進め、地域既存商店の振興と出店支援、商業施設の適切な誘導をおこなうこと。
- ④ 西大久保の水害対策のため、城陽市との市界水路の抜本的な水害対策をおこなうこと。
- ⑤ 大久保町田原の大型パチンコ店の出店を認めないこと。
- ⑥ 大久保町田原の松原興産所有地の不法投棄の対策と草刈などの空き地管理の指導をおこなうこと。

- ⑦ 市道大久保2号線を拡幅するとともに、歩道改修を行い、歩行者と車両の安全を確保すること。車いすや高齢者も使いやすい歩道とすること。
- ⑧ 市道大竹井ノ尻線の側溝改修を行うとともに、通勤時間帯の通過車両対策をおこない、住民が安心して歩ける道にすること。
- ⑨ 名木川の雑草除去や浚渫を適切におこなうように府に求めるとともに、住民の憩いの場として整備すること。
- ⑩ 伊勢田小学校区に地域包括支援センターを設置すること。
- ⑪ 伊勢田地域の名木、浮面、ウトロ地域の水害を解消すること。
- ⑫ 市道南山蔭田線の道路拡幅と歩道設置をおこなうなど、伊勢田地域の道路改善をすすめ、安心して歩ける道にすること。
- ⑬ 北山公園に高い防護ネットを設置すること。
- ⑭ 近鉄伊勢田駅の駅員配置を、鉄道会社に求めること。

(5)

- ① 菟道ふれあいセンターは建替えて存続させること。
- ② 宇治公民館を再建すること。
- ③ JR宇治駅前に公衆トイレを設置すること。
- ④ 宇治警察署西側道路の車両速度制限などを行い、歩行者の安全対策を行うこと。
- ⑤ 本町通りから善法に向かう市道246号線の歩行者安全対策を地元の意見を聞きながらすすめること。
- ⑥ 琵琶台第3児童公園の横に信号機を設置すること。
- ⑦ 重要景観地区に見合った白川地区の農業振興策を策定し支援すること。
- ⑧ 白川地区の鳥獣被害対策を強化すること。白川地区内の通過交通のスピード規制など、歩行者の安全対策を講じること。
- ⑨ 白川地区内のがけ崩れ防止や避難場所の確保など、防災対策を整備・強化すること。
- ⑩ 都市計画道路宇治伊勢田線は、住民の合意なく実施しないこと。交通規制等の交通安全対策を講じること。
- ⑪ JR奈良線羽拍子踏切の南側歩道の整備を行い住民の安全を図ること。
- ⑫ 本町通りの通過車両のスピード規制など、歩行者の安全対策を講じること。
- ⑬ 府道宇治淀線と府道八幡宇治線の神明石塚交差点に信号機を設置し、安全対策を講じること。
- ⑭ 府道宇治淀線の西町交差点より東側の歩道の整備を早急に進めること。
- ⑮ 伊勢田駅周辺のバリアフリー化を進めること。

(6)

- ① 大久保・支援学校間の府道の歩道整備、歩行者動線の整備をすすめること。
- ② 城南荘10筋目に4方向横断歩道を設置すること。
- ③ JR新田駅の東口に駐輪場を設置すること。
- ④ JR新田駅前の駐輪場の開設時間を最終便までにすること。

- ⑤ J R新田駅の東西を自由に行き来できるようにすること。
- ⑥ J R新田駅西口前の花壇の整備を定期的に行うよう J R西日本に要望すること。
- ⑦ J R桐生谷踏切（新田駅北へ2つ目）の踏切内の改良を行うこと。
- ⑧ 近鉄大久保駅前広場に公衆トイレを設置すること。
- ⑨ 陸上自衛隊大久保駐屯地東側歩道の改修を行うこと。
- ⑩ 府道69号線・ブロンコビリー前からかわさき整形までの歩道の改修を行うこと。
- ⑪ 府道69号線・大久保交差点南東の京都銀行大久保支店前歩道の段差を解消し、水溜りができないよう早急に対応するよう府に要望すること。
- ⑫ カムループス通り沿いにベンチを設置すること。
- ⑬ 中川原児童公園北側水路の定期的な清掃・除草作業を行うこと。
- ⑭ 南落合中央の槇島15号水路の改修を早急に行うこと。
- ⑮ グリーンタウン槇島周辺の不法投棄対策を行うこと。

(7)

- ① 西小倉地域の小中一貫校は十分な敷地とグラウンドを確保するため、南小倉小学校跡地を第2グラウンドとすること。
- ② 小中一貫校の給食は小中学校ともに自校炊飯方式によるものとする。
- ③ 西小倉小学校グラウンドの雨水流出抑制施設は存続させ、多目的広場とすること。
- ④ 廃校になった学校跡地は、多目的広場（公園や防災 広場等）とし、売却はしないこと。
- ⑤ 近鉄小倉駅周辺整備事業を促進すること。西側の駅前広場は暫定供用し、地下通路は 存続すること。
- ⑥ 近鉄小倉駅前の駐輪場の開設時間を近鉄電車の最終便までとすること。
- ⑦ 西小倉中学校前に信号機を設置すること。
- ⑧ 京都銀行北側の歩道を整備し、連続して近鉄踏切から府道城陽宇治線までの府道小倉停車場線の歩道整備を行うこと。
- ⑨ 府道宇治八幡線とマツヤスーパー付近の市道との交差点の付近の安全対策を行うこと。
- ⑩ 市道小倉安田線から国道24号線へのアクセスを整備すること。
- ⑪ 府道城陽宇治線の大谷交差点（西尾医院角）から元第2岡本病院付近までの渋滞解消を図ると共に、羽拍子踏切や未整備区間の歩道整備を早急にすすめること。
- ⑫ 主排5号の浚渫と草刈り、並びに改良工事をおこなうとともに、巨椋池の排水路の浚渫除草を市が責任をもっておこなうこと。
- ⑬ 市が引き取った里道や水路などの官有地を、緑道などに計画的に整備すること。
- ⑭ 不特定の市民が往来する私道については、市が責任を持って維持管理すること。
- ⑮ 南陵南集会所を増改築するとともに、市役所方面への小型バスの運行などすすめること。
- ⑯ 府道八幡宇治線と市道神明石塚線の交差点に信号機を設置すること。

以上